新潟市教育委員会 平成27年3月 定例会会議録							
日時	平成27年3月17日(火) 午後2時30分						
場所	市役所本館 3 階 対策室 1						
出席委員 (9名)	齋 藤 委員	長	出席委員 ——		藤	田委	員
	沢 野 委	員			順	谷 委	員
	吉村委	員			佐	藤委	員
	織田委	員			阳	部 教	育長
	伊藤委	員	欠席委員				
会議に出席 した職員 (20名)	職・氏名			職・氏名			
	教 育 次 長	渡邉	尚人	学校支	援課長	高橋	恒 彦
	教 育 次 長	斎 藤	博子	生 涯 学 習 センター所長		三保	恵美子
	教育政策監	伊藤	充	生 センタ		井関	一博
	教育総務課長	上所	隆	中央図	書館長	山川	正士
	学 務 課 長	木村	綾 恵	中央区企画管	書館理課長	松原	伸直
	施設課長	本間	寿晴	中 央 🗵 サービ	書館 ス課長	山下	洋 子
	保健給食課長	田中	薫	歴 史 3 課 長	大 化 課 補 佐	拝 野	博一
	生涯学習課長	大竹	和浩	教 育 約 課 長	窓務課補佐	荒木	宣孝
	教職員課長	有本	秀雄	教育総務	 務課係長	灰 野	梢
	総合教育センター 所 長 補 佐	清水	博美	教育総務		石 田	貴宏
その他の 出席者							
(0名)							

開会	時 刻	午後2時30分				
	宣言者	委員長				
付議事件 (13件)	議案番号	件名				
	議案第 32 号	教育委員会への事務の補助執行について				
	議案第 33 号	新潟市教育委員会会議規則の一部改正について				
	議案第 34 号	新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一 部改正について				
	議案第 35 号	新潟市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規 則の制定について				
	議案第 36 号	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について				
	議案第 37 号	博物館の登録等に関する規則の制定について				
	議案第 38 号	新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正につい て				
	議案第 39 号	新潟市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を 定める規則の制定について				
	議案第 40 号	新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について				
	議案第 41 号	教育財産の用途廃止について				
	議案第 42 号	新潟市教育ビジョン第3期実施計画の策定について				
	議案第 43 号	事務局及び機関の長の人事について				
	議案第 44 号	職員の人事措置について				
協議会 (2件)		件名				
	教育委員の担当区割について					
	阿賀小学校と満日小学校の統合について					

第1 開会宣言

○委員長

午後2時30分開会を宣言する。

本日,報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し 出がありますが、これを許可することにご異議はありませんで しょうか。

よろしければ, 許可することで決定します。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員 に伊藤委員及び藤田委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長

では、これより、付議事件に入ります。

議案第32号「教育委員会への事務の補助執行について」教育 総務課長に説明をお願いします。

○教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、平成27年4月1日より、市長は総合教育会議を設置することが義務づけられました。総合教育会議は、市長が設置者であり、市長部局がその事務を所管することとなります。教育を主要なテーマに議論される会議であることから、補助執行により、教育委員会がこの事務を所管することも文部科学省では認めております。総合教育会議の運営に関し、市長の権限の一部を補助執行により教育委員会の職員に事務を執行させることで、効果的、効率的な会議運営を見込めます。今回、総合教育会議の運営に関することに限り、補助執行により、教育委員会の所管事務としたいという協議が市長よりありました。そのため、この事務を教育委員会が所管することについて、承諾するかどうかご審議をお願いいたします。

○委員長

議案第32号に関して、ご質問、ご意見のある方はお願いします。ありませんか。それでは、議案第32号について承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議案第32号は承認されました。

続きまして、議案第33号「新潟市教育委員会会議規則の一部 改正について」から議案第36号「新潟市教育委員会組織規則の 一部改正について」は関連がありますので、一括して審議いた します。引き続き、教育総務課長に説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第33号「新潟市教育委員会会議規則の一部改正について」から議案第36号「新潟市教育委員会組織規則の一部改正について」まで関連がありますので、一括してご説明いたします。

これらの規則改正は、主に地方教育行政の組織及び運営に関

する法律の一部改正と平成27年度の組織改正に基づくものとなっています。

議案第 33 号「新潟市教育委員会会議規則の一部改正について」,この規則では、教育委員会会議における必要事項を定めています。今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によるものと、その他の理由による改正です。

法改正による改正は四つあります。一つ目、今回の改正により教育委員長職が廃止され、これまで委員長の果たしてきた役割を教育長が担うことになるため、「委員長」を「教育長」に修正する改正です。二つ目、委員長職の廃止に伴い条項を削除します。第8条の教育委員会会議の委員長を選挙する規定、第9条、第10条の委員長職務代理者に関する規定を削除します。三つ目、教育委員会によるチェック機能を高めるため、教育委員会会議の招集を教育委員からも請求できることになることから、それを規定するものです。四つ目、当該規則の根拠法の条番号を変更するものです。

次に、その他の理由による改正です。まず一つ目、規則では 委員の議席は番号標で指定するとなっていますが、現在、番号 標ではなく、氏名標により行っていることから、また二つ目、 会議も原則第1木曜日に開催となっていますが、現在、委員会 で日程調整した日時で開催していることから、それらに合わせ た規定の修正を行うものです。

次に、議案第34号「新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について」です。これも地方教育行政法の改正に基づくものです。一つ目は、教育委員会によるチェック機能を高めるため、委員会が教育長に委任した事務で重要なものは、教育委員会に報告することが義務づけられました。それを規定するものです。二つ目の改正は、根拠法の条番号の変更によるものです。

次に、議案第35号「新潟市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について」です。地方教育行政法の改正により教育長は特別職となりますが、職務専念義務が課せられました。そのため、教育長の職務が免除される事項を規定する「新潟市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」を平成26年12月市議会で制定しております。その職務が免除される詳細事項は、条例中で、教育委員会規則において定めることとしており、その詳細を定めるものが本規則となります。職務が免除される内容については、第2条に詳細を定めています。次に、議案第36号「新潟市教育委員会組織規則の一部改正に

ついて」です。こちらは地方教育行政法の改正と平成27年度の

組織改正に基づく改正となります。法改正による一つ目,教育長職務代理者は,これまでは教育委員会事務局職員でしたが,今後,教育長が教育委員の中から指名することとなり,この規定を削除するものです。二つ目が議案第32号で決定いただきました,総合教育会議の運営に関することを補助執行により教育委員会で事務を所管することから,教育総務課の項でこれを規定するものです。

次に、平成27年度に予定される組織改正等に伴うものです。 生涯学習課の企画部門を生涯学習センターに一元化し、若者支援や地域と学校の連携推進に関することを地域教育推進課で所管します。また、来年度より県費負担教職員の担当の事務を県から政令指定都市に委譲する準備が本格化いたしますが、その業務を教職員課の所管とするための規定となります。

その他としては、課の機関に係る本課との業務関係を明確に するため、「管理」を加えるなど事務の明確化、規定文の見直し を行います。

議案第33号から議案第36号まで、いずれも施行期日は平成27年4月1日となります。

○委員長

第 33 号から第 36 号までご意見, ご質問のある方はいらっしゃいますか。この新しい教育制度については, 何回も担当部署から説明を受けていますので, 皆さん, ご意見やご質問はないようですね。それでは, 議案第 33 号から議案第 36 号まで承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

承認されました。

では続いて、議案第37号「博物館の登録等に関する規則の制定について」歴史文化課より説明をお願いします。

〇歴史文化課課長補 佐 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の一環として、 博物館の登録等に関する業務が、平成 27 年 4 月 1 日から、都道 府県の教育委員会より政令指定都市の教育委員会に法定移譲さ れることとなりました。博物館法第 16 条の定めにより、博物館 の登録に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定めることと なっております。そのため、申請をする際の手続きや申請書類 を定める規則を新たに制定するものです。博物館の登録等に関 する事務は、博物館法で教育委員会の事務として規定されてお り、生涯学習課が所管すべき事務ですが、本市においては市が 設置する博物館等はすべて市長部局が所管していること、学芸 員の専門性が必要とされる事務であることなどから、歴史文化 課が補助執行して実務にあたります。

○委員長

議案第37号について、ご質問、ご意見はございますか。よろ

しいですか。それでは、議案第37号は承認してよろしいですね。 ありがとうございました。議案第37号は承認されました。

では続いて、議案第38号「新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について」教職員課長より説明をお願いします。

○教職員課長

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正でございますが、高校の入学試験の日程が変更されました。今まで行われなかった学校独自検査が本年度から始まり、2日間の入試日程となりました。その関係で、例年よりも試験期日が前倒し気味になってきているという状況です。これに伴い、卒業の認定日を早める必要が生じたことから、現在「3月5日以降」となっている卒業の認定日を、「3月1日以降」に改めるものです。来年度入試の関係で、来年度の卒業予定日が3月4日というのがこれまでの流れになっておりますので、このままですと支障をきたすという状況にございます。

施行日は平成27年4月1日です。

○委員長

議案第38号について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですね。議案第38号は承認されました。

続きまして,議案第39号「新潟市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について,中央公民館長より説明をお願いします。

〇中央公民館長

平成 26 年 5 月の教育委員会定例会で承認いただきました, 潟東中公民館の廃止についてです。潟東中公民館は体育館と同じ建物内にある施設で, 体育施設として指定管理者が一体管理することから, 公民館として廃止することとし、廃止時期については体育施設への移行日に合わせることとしておりました。このたび, 体育施設への移行日が平成 27 年 4 月 1 日になることから, 公民館として同日で廃止することを定めるものです。

○委員長

議案第39号につきまして、ご意見、ご質問のある方。今、お話があったように、以前に説明を受けていますね。ご意見、ご質問がなければ、議案第39号について承認してよろしいですね。 議案第39号は承認されました。

続きまして,議案第40号「新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について」中央図書館企画管理課長より説明をお願いします。

〇中央図書館企画管 理課長

こちらは、2月の定例会議でご説明したものです。利用が少なくなった木戸地区図書室を今年度末で廃止とするための改正です。木戸地区図書室の廃止に伴い、施行規則第2条関係別表第1の木戸地区図書室を削除します。施行期日は、平成27年4月1日といたします。

○委員長

ありがとうございました。議案第40号について、ご質問、ご

意見がありますか。これも2月の定例会で説明を受けていますね。それでは、議案第40号は承認してよろしいですね。議案第40号は承認されました。

続いて,議案第41号「教育財産の用途廃止について」施設課 長より説明をお願いします。

○施設課長

説明に入ります前に、若干用語の説明をいたしますと、「教育財産」とは教育機関の用に供する財産のこと。つまり直接教育のために使う財産のことです。また、「用途廃止」でございますが、教育財産の用途を廃止いたしますと、教育財産から普通財産になります。教育財産の用途廃止という議案を平たく言い換えますと、教育のために使う財産から普通の財産に変わりますので、そのように正しく分類させてくださいといった意味の議案でございます。それでは、内容をご説明いたします。

平成27年4月1日に下(しも)の4小学校を統合し、日和山小学校として開校いたします。校舎につきましては、現在の栄小学校の校舎を大規模に改修し、さらに増築して使用することとなりますが、これらの工事が終わるまでの間、入舟小学校の校舎を暫定的に利用することになります。これらに伴い、統合後も豊照小学校及び湊小学校の土地及び建物について、教育財産としての用途を廃止するものです。用途廃止する教育財産は土地及び建物とも記載のとおりの額です。また用途廃止後の、跡地利用につきましては、市長部局で検討することとなっております。

○委員長

それでは、議案第 41 号について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。ございませんか。それでは、議案第 41 号について承認してよろしいでしょうか。議案第 41 号は承認されました。

次に、議案第42号「新潟市教育ビジョン第3期実施計画の 策定について」教育総務課長より説明をお願いいたします。

○教育総務課長

先月2月23日の教育委員会臨時会において,新潟市教育ビジョン第3期実施計画の素案についてご説明し、ご協議いただきました。本議案は,その協議においてご意見またはご指摘いただきました点を含めて素案を修正したものです。ご確認いただいたうえで,新潟市教育ビジョン第3期実施計画をご承認いただきたいと考えております。

「新潟市教育ビジョン第3期実施計画の修正について」をご覧ください。前回の協議を受け、修正した内容を一覧にまとめたものです。付議の46ページからの新潟市教育ビジョン第3期実施計画案では、修正箇所にアンダーラインを引いております。それでは修正点についてご説明させていただきます。

最初の修正点は、施策1-1社会の変化や新たな課題に対応できる教育の推進の中のESD教育についての説明です。ESD教育については、語句説明のページに「持続可能な開発のための教育 (ESD)」の項目を新たに設け、説明を加えました。

次に、施策2-2自律性・社会性を育む生徒指導の推進についてです。素案の段階では、いじめや不登校などの生徒指導にかかわる取組みについて、総括的に施策の計画を記述しておりましたが、いじめや不登校にかかわる市民の皆様の関心が高いことや昨今の青少年にかかわるさまざまな事案に鑑み、いじめや不登校を生まない未然防止の視点と、起きてしまった場合の適切な対処などについて分けて記述することといたしました。これにより、いじめや不登校などに対する教育委員会の姿勢がより明確になり、施策の推進につながるものと考えています。

施策の4-2,特別支援教育のサポート体制の推進については、地域との連携・協力が欠かせないことから「地域」という文言を、施策の5-1については、「新潟市にふさわしい」の表現が分かりにくいとのことから、それについての説明を加えさせていただきました。

施策の9-1, 地域とともにあゆむ学校づくりの推進では、 放課後児童クラブ、いわゆるひまわりクラブとの連携について、 今後さらに重要性を増すと考えられることから、記述を追加し ております。

以上,教育ビジョン第3期実施計画案とその修正について, ご説明させていただきました。本日,お示ししました案につい てご承認をいただき,成案とさせていただきたいと考えており ます。

○委員長

議案第42号について、ご質問、ご意見のある方。前回、いろいろご質問やご意見がいろいろとあったと思いますが、その辺も踏まえて、修正点などをご覧いただいて、改めてご意見、ご質問などをいただければと思います。

○沢野委員

意見なのですが、前回の協議を受けて、いろいろ修正していただいて、ありがとうございます。なお、資料の語句説明のところです。やはり市民がよく分かりやすいようにということで、考えていただけたと思いますので、よかったと思います。

○織田委員

沢野委員と同意見です。ありがとうございました。

ただ一つ気になった事がありまして、実はESDを引くのに「E」のところで探しましたが見つけられず、しばらくしてから、その前の「持続可能な」の「し」のところに書いてあるのだと学習いたしました。

できましたら, 語句説明がある言葉のみゴシックにするなど,

フォントを変えてくださると、さらに使いやすくなるのではないかと思いました。今ごろ気付いて申し訳ないです。よろしくお願いします。

○教育総務課長

それでは、いただいたご意見を反映させたいと思います。

○委員長

そのほかございませんか。

○伊藤委員

前回,(4)学びを支援する体制の整備と充実というところで,「だれもが安心して学習にアクセスできる」という表現はどうにかなりますかということだったのですが,これは変更がなかったのでしょうか。

○教育総務課長

アクセスというカタカナ語でございますが、一般にいろいろなところに接続する、あるいはいろいろなところにかかわるというような意味合いで使われておりますので、日本語に言い換える必要はないと判断させていただいたところです。

○佐藤委員

ふれあいスクール事業とひまわりクラブのところで文言を加えていただいて、ありがとうございました。私が前回、意見を述べさせてもらったところなのですけれども、この一文が入っただけでも、かなり今後のいろいろなところへの影響が違ってくるのかと感じております。

一つだけ質問ですが,正式名称は放課後児童クラブということだと思いますが,新潟市でひまわりクラブ以外の名称を使っているところがありますでしょうか。

○教育総務課長

ひまわりクラブの運営に関しては、市が設置してやっていたり、あるいは民間が設置し、運営したりといろいろな形態がございます。民間で「ひまわり」という言葉を使っていない児童クラブがございます。そのため、放課後児童クラブとしています。

○織田委員

追加なのですけれども、「放課後児童クラブ」も用語説明に一つ入れていただく事はできますか。市が社会福祉協議会に委託して「ひまわりクラブ」として運営しているところと、地域によっては自主運営でやっているところがあるということ。そしてその両者の区別も、一般市民の方は馴染みのないことと思うので、説明が必要かと思いました。自主運営のクラブは名称もいろいろですし、また最近ではコミュニティ協議会が運営しているクラブもできているので、説明があると助かります。

これは福祉の分野で、教育委員会のビジョンに載せるのはど うかと思ったのですけれども、これだけたくさん「放課後クラ ブ」という名称がビジョンの中に取り入れられたのであれば、 必要かと感じました。

○教育総務課長

それでは, 語句説明のところを工夫したいと思います。福祉 部のほうで放課後児童クラブについて, どのような説明をオフ イシャルにしているのか, そういったところを参考に, 可能で あれば追加したいと思います。

○織田委員

ぜひよろしくお願いします。

○伊藤委員

1か所、前回、気づかなかった点をお聞きします。

最初に質問です。「早期からの就学相談・支援の充実【NEW】」というところですけれども、事業概要で区の教育支援センター及びサポートセンターにおいては、年間を通じて保護者相談ができるように配慮しますとあります。これは現在の職員体制に人的配置がされるのか、ただやることが増えるのか、その点を教えてください。

○教育総務課長

これは平成27年度以降の事業の取組みということですので、職員配置も含めて、今後検討されていくことになります。

○伊藤委員

分かりました。今度は(3)体験活動・ボランティア活動の 充実というところなのですけれども、「自然体験や集団活動など の体験活動を通して、子供たちの豊かな人間性や社会性を育み ます」ということなのですが、集団活動イコールボランティア 活動ではないなと思ったので、集団活動という表現が、例えば、 社会貢献活動や集団活動でない表現のほうがいいのかと。ボラ ンティアはお一人でもすることもあるので、集団に限定しない 表現がよろしいのかと。すみません、前回、言わなくて申し訳 なかったのですが、そうしますと同時に、下のほうの囲みの中 の事業名、子ども体験活動・ボランティア活動推進事業という 中の事業概要の中にもやはり下の行に集団活動事業を実施しま すとありますけれども、やはりこれも社会貢献活動といいます か、集団という言葉が引っかかりましたので、もし検討いただ ければ。だめでしたらしょうがないですが、少し引っかかりま したので。

○教育総務課長

それでは、いただいたご意見をどのように反映できるか、あるいはこのままかというところを事務局にお任せいただければ と思います。

○吉村委員

あえて「集団」にこだわったのでしょう。「集団」という言葉 でなくなると、本来の意味から外れてしまうから、この表現に されたのでしょう。

○斎藤教育次長

今,吉村委員がおっしゃったように、子供たちの社会性のは ぐくみとは、集団的な活動の中で自分の役割であるとか、相手、 他者を思いやる行為であるとか、そういったことが今、一番重 要だと思います。伊藤委員のおっしゃったような、個人でやる ボランティア活動もありますが、そういったことも含まれてい るということで、お願いしたいと思います。

○佐藤委員

先ほどの関連で、付議 102 ページ、再度同じものが出ている

のですけれども,こちらは加筆されていないので,漏れだと思います。

○教育総務課長

○委員長

ありがとうございます。大変失礼いたしました。

ほかにございませんか。

それでは、これでいよいよ最終確認ということになると思いますので、可能な限りご指摘があった部分を修正等よろしくお願いしたいと思います。それでは、その旨を踏まえて、議案第42号を承認してよろしいでしょうか。議案第42号は承認されました。

続いて、議案第43号「事務局及び機関の長の人事について」 及び議案第44号「職員の人事措置について」は人事案件であり ますので、非公開としたいと思いますが、ご異議ございません か。それでは、よろしければ協議会終了後、非公開案件として 再開し、審議いたします。

これで付議事件を終了いたします。

第4 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

4月定例会は4月22日水曜日午後3時30分から,5月につきましては,臨時会は5月11日月曜日午後3時30分から,定例会は5月27日水曜日午後3時30分からを予定しております。

第5 一時閉会

○委員長

午後3時10分 定例会を一旦終了する。

第6 協議会

○委員長

これより協議会に入ります。

まず,「教育委員の担当区割りについて」教育総務課長に説明 をお願いいたします。

○教育総務課長

教育委員の担当区制につきましては、平成 26 年度は四人一組で四つの区を担当していただいております。平成 27 年度からは二人で二つの区を担当と変更になります。これまで、教育委員の皆様からそれぞれ担当する区についてご協議いただきました。その結果をまとめたものでございます。こちらの担当区割りで平成 27 年については実施をよろしくお願いいたします。

○委員長

よろしいですね。

それでは、続いて、「阿賀小学校と満日小学校の統合について」 教育総務課長に説明をお願いいたします。

○教育総務課長

秋葉区の阿賀小学校と満日小学校の統合についてでございます。満日地区での検討状況をご覧ください。記載のとおり満日地区では、適正配置について協議が進められ、平成 26 年 10 月 21 日に阿賀小学校への編入方式での統合を求める要望書が市長及び教育長へ提出されました。このことについては、昨年 10 月

の定例会でご報告させていただいております。

次に、相手校である阿賀小学校の阿賀浦地区での説明・周知の状況です。教育総務課企画室では、満日地区からの要望を受けて、阿賀小学校区の地域団体やそこにお住まいの皆様、保護者への情報提供及び両校の統合について、説明や周知を行ってまいりました。地域団体や住民への説明につきましては、満日地区からの要望書の提出前の昨年9月に、阿賀浦コミュニティ協議会役員へ満日地区での検討状況について、あらかじめ情報提供を行っております。そして、要望書提出後の12月には、阿賀浦コミュニティ協議会役員会において、要望内容や保護者や地域の皆様のご理解のうえ、教育委員会としては統合の決定に向け、進めさせていただきたい旨の説明を行っております。役員の方々からは、地域の中で統合についての反対の声は出ていないという状況をお聞かせいただきました。

それと併せ、たよりの配布により、地域住民への周知を図ってほしいとコミュニティ協議会からの要望を受けまして、翌1月に阿賀浦コミュニティ協議会を構成する六つの自治町内会を通じて、全世帯に便りを配布させていただき、お住まいの皆様への周知を行わせていただきました。

次に、阿賀浦小学校の保護者への説明の状況です。阿賀浦コミュニティ協議会と同様に満日地区からの要望書提出前の昨年9月にPTAの正副会長へ満日地区での検討状況についての情報提供を行いました。要望書提出後の11月にはPTA代表委員会での説明を、昨年12月に学校を通じて全保護者へのたよりを配布するとともに、先月2月には保護者説明会を開催し、満日地区からの要望の内容や統合の決定に向け、進めさせていただきたい旨など、説明したところです。

以上のとおり、地域や保護者への説明を行いましたが、地域からは満日小学校との統合への異論は出ていない状況です。

次に、児童数・学級数推計です。表の1段目は、統合の相手校である阿賀小学校の児童数・学級数の推計となっております。満日小学校だけでなく、阿賀小学校も小規模化が進んでいることから、両校の統合による児童数増加により、小規模校のデメリットの軽減が図られるものと考えております。

事務局としましては、これまで阿賀小学校の保護者、阿賀浦地域の住民の皆様から、教育委員会事務局や阿賀小学校、阿賀小学校のPTA、阿賀浦コミュニティ協議会に対し、満日小学校との統合に反対する声は出ていないことから、阿賀浦地区においても、統合についてのご理解がいただけたものととらえております。そのため、満日地区からの要望どおり、平成29年4

月に満日小学校を阿賀小学校へ編入し、統合することについて 地域の皆様からご理解いただけたとし、4月以降の教育委員会 定例会で議案として上程し、お諮りしたいと考えております。

本日は, 両校統合の方向について, 教育委員の皆様からご協議いただき, ご承認をお願いしたいと考えております。

○委員長

この件に関してご意見、ご質問はございますか。これも何回も説明を受けたり、経過報告は伺っているのですが、改めていかがでしょうか。事務局の今後の進め方を最後に言われましたが、それでよろしいでしょうか。では、よろしくお願いします。午後3時15分協議会閉会を宣言する。

傍聴人・報道はご退席ください。事務局も両教育次長、教育 総務課長、教職員課長、教育総務課事務局を除いて、全員ご退 席をお願いいたします。

第7 定例会再開

(非公開案件) (付議事件

議案第43号「事務局及び機関の長の人事について」

議案第44号「職員の人事措置について」

審議し、可決する。)

第8 閉会宣言

○委員長 午後3時45分, 閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員